



平成31年3月5日（火）

【照会先】

広島労働局職業安定部職業安定課

課長 境 孝士

地方労働市場情報官 永谷 博之

（電話） 082（502）7831

「中国ブロック内雇用情勢報告（平成30年10～12月四半期分）」 を公表します

平成31年2月5日に開催された第11回主要労働局長会議において、ブロック別に雇用情勢報告を取りまとめたところです。

これを受け、今般、中国ブロックにおける平成30年10～12月四半期分の雇用情勢について公表いたします。

中国ブロックの雇用動向

	平成30年10－12月期						
	就業地別 有効求人倍率	受理地別 有効求人倍率	新規求人数 増減率	新規求職者数 増減率	正社員 有効求人倍率	雇用保険 被保険者数 増減率	雇用保険 受給者実人員数 増減率
	【季調値】 (対前期差) (単位:倍、ポイント)	【季調値】 (対前期差) (単位:倍、ポイント)	【季調値】 (対前期比) (単位:%)	【季調値】 (対前期比) (単位:%)	【原数値】 (対前年同期差) (単位:倍、ポイント)	【原数値】 (対前年同期比) (単位:%)	【原数値】 (対前年同期比) (単位:%)
中国 ブ ロ ッ ク	1.88 (▲0.01)	1.92 (0.00)	1.0	1.6	1.42 (0.15)	1.0	13.2
鳥 取 県	1.79 (0.01)	1.68 (0.02)	2.7	0.6	1.15 (0.06)	1.0	5.1
島 根 県	1.90 (0.02)	1.77 (0.04)	4.0	0.8	1.29 (0.13)	0.4	▲3.6
岡 山 県	1.96 (0.00)	1.99 (▲0.02)	1.3	3.4	1.53 (0.19)	1.3	21.7
広 島 県	1.86 (▲0.01)	2.11 (▲0.03)	▲1.5	2.5	1.48 (0.14)	1.0	18.8
山 口 県	1.86 (0.00)	1.63 (0.05)	4.2	▲1.5	1.35 (0.17)	0.6	0.2

※ 雇用保険被保険者数については、一般、高年齢、特例被保険者の合計値。雇用保険受給者実人員については、一般被保険者の数値である。

雇用動向におけるトピック

【平成30年10－12月期の雇用情勢判断】

「雇用情勢は、着実に改善が進んでいる」(判断維持)

○ 雇用情勢判断に大きな影響を与えたトピック及び今後与えることが予想されるもの

【鳥取局】

11月には、有効求人倍率(季節調整値)が「26年11か月ぶり」に1.70倍を超え、12月には、県内中部(倉吉所)・西部地区(米子所)において、有効求人倍率(原数値)が統計開始以降、最も高い水準となる等、人手不足感は強い状況である。

【特記すべき求人動向】

県外で保育所を開設する事業者が増加傾向であり、10月から12月受理の保育士求人のうち、県外就業地が約35%を占める状況であり、小売業、情報サービス業、飲食店等、異業種から新たに県外での保育事業参入の動きが顕著である。

【岡山局】

岡山県内の雇用情勢は、求人倍率は10月以降も高止まりで推移しており、11月も2倍を超えた。求人が求職を大幅に上回って推移している状況も引き続いており、基調判断は「県内の雇用情勢は、着実に改善が進む中、求人が求職を大幅に上回って推移している。」(判断維持)としている。

中部日本プラスチック(浜松市)は、県営笠岡港工業団地に敷地約3300平方メートルを取得し、鉄骨平屋約1200平方メートルを整備。プラスチックの成形不良品を再利用するため、粉碎するなどしてペレット状に加工する。今年5月に着工し、同11～12月の操業を目指す。現在は静岡、栃木県で生産しており、西日本の拠点として進出を決めた。投資額は土地代を含め約1億4千万円。従業員は現地採用を見込む。また、合成樹脂製品製造の萩原工業(倉敷市水島)も同敷地内に用地全体の4割を取得し工場を新設予定としており、生産能力の向上、工程の効率化などを視野に準備を進めている。

【広島局】

建設用シーリング材など製造のオート化学工業(株)(東京)は、三原市が造成している本郷産業団地への進出が決まり、2022年10月の新工場稼働を目指している。21年6月完成予定の2期造成地に同年9月から工場や原料貯蔵施設の建設を始める。主力の住宅向けシーリング材などを製造し、正社員30人の地元採用を計画している。

【山口局】

周防大島町では、貨物船衝突による大島大橋の損傷で大規模な断水や橋の通行規制が続き、観光客の減少で売上げが減少し、飲食業や宿泊業を中心に大きな影響があった。雇用面での今後の影響を注視する必要がある。(11/27に一般車両の通行規制が解除され、町内全域への給水再開により、12/1に断水が解消された。山口県と周防大島町は、総額1億5200万円を投入し、12/10から宿泊補助等による観光業等への支援を開始し、12/25～27日に町内4会場で、損害賠償に関する住民と個人事業者向けの説明会を開催した。)

①高年齢者の社員について、求めるITの能力はどのようなものか

- ・ワード・エクセルが使いこなせる程度が良いが、広報活動業務では、WEB、SNSを使用するため、専門用語が分かること
- ・年齢により異なるものでなく、マニュアルどおりにPCの操作ができればよい
- ・年齢により求める能力に差異はなく、能力の差によって従事する業務が異なる
- ・各業務の分野ごとに求める能力が異なる。年齢ごとに求めるものが違うのではなく、与える職務に応じて求める能力が異なる。高度な専門知識が必要な部署もあれば、全くと言っていいほど不要な部署もある。(製造業)

②社内のあらゆる業務において、ITの能力は必要とされているのか

- ・業務に従事する全員に必要なスキル
- ・すべての業務で必要ではなく、本部の事務所内の職員と各店舗の一定役職以上の担当者が必要(小売業)
- ・調理補助、介護補助以外は必要(医療、福祉)
- ・マウスによる画面操作、文字入力は最低限必要(製造業)
- ・企画、営業、総務部門など全ての部署で報告書や書類作成が必要なため、IT能力は必要であるが難しい知識はあまり要求していない。Word,Excelができれば良い。

③業務上必要なIT能力はどの程度を求めているのか。また、その求める能力を習得するために、企業としてどのような人材育成に取り組んでいるか。

- ・他の機関が実施するITセミナーへの参加や訓練校など各種専門学校の受講
- ・業務ソフトは一般業務が遂行できるレベルが必要で、ほとんど入社時に習得するが、未取得者及びスキルアップが必要な場合、外部教育機関での研修を受講させる。技術系のCAD/CAMソフトは装置メーカーの主催する研修で習得する(製造業)

④情報セキュリティに関して、社員に求めるIT能力はどのようなものか。また、より高度な情報セキュリティ技術・知識が求められる中、研修を含めてどのように人材育成を行っているか。

- ・専門部署を設置し、アクセス権限の付与や環境整備(IDパスやOSバージョンアップ)を実施
- ・情報の取扱いについては、従業員に注意喚起を図っているが、ハードウェアに対し企業独自のセキュリティを行っている企業が多い。

また、個人情報を多く扱っている事業所については、専門企業にセキュリティを委託し、担当職員について企業より取扱いの指導・教育等を行い人材育成を進めている企業が多数である。

企業の生の声

人手不足が深刻化する中で、その対応として、定年(65歳)を超えての雇用の延長や一旦退職した労働者に職場復帰を促している状況が見られる中で、労働災害防止に関して、下記のような意見が聞かれた。

【① 高年齢労働者の労働災害事例】

高年齢労働者の災害統計や特徴は企業として集計していないが、加齢に伴い、脚力などの体力やバランス能力などの運動能力が低下していることにより、危険回避ができないため、転倒・転落・挟まれ巻き込まれ災害に遭うことが多く、かつ、骨折等の場合に完治まで時間を要するために休業日数が長くなる。

このため、高年齢労働者の安全対策として、「段差の解消、手すりの設置、必要な照明の確保」などの残留リスクの低減や労働者の健康保持増進を進めている。

【② 高年齢労働者への安全衛生上の配慮事例(好事例)】

65歳以上の高齢者労働者について、災害防止のために、就労可能上限年齢を68歳と定めるとともに、「高所作業のうち5m以上は禁止」「クレーン作業禁止」などの禁止業務の基準を作成した。

定年退職後数年間就業していなかった者を再雇用することとした例では、現場作業を離れていたため、危険予知などの現場作業の勘が鈍っていることへの不安を訴えられたので、通常の新入社員よりも、現場に慣れさせる期間を1～2週間長くするなど配慮した。

【③ 高年齢労働者の雇用を進めるために必要な安全衛生上の配慮事項(意見・提案)】

人手不足の中で、高齢者でも元気で優秀な者は、引き続き雇用したいが、労働契約法の安全配慮義務に関し、上限年齢や就業させる業務の範囲に関する基準づくりについて、試行錯誤している旨の声を聴く。

担当窓口の声

【① 現行の電子申請の処理に当たって負担・不便となっていること】

選任報告書の場合、資格を証明する添付書類が必要であるが、これが添付されていない申請の場合は、再度連絡を取り、再提出させる必要があり、紙申請と比較すると、電子申請の利便性が薄れる。

(H30は広島中央署で取り下げ3件。その連絡のやり取りに時間を要するもの)

安全衛生に係る電子申請の数が少なく、最も多い広島中央署でも毎月事務処理をするほどの頻度はなく、監督に係る電子申請(広島中央署の場合、昨年は147件。全署に申請あり。局総数は、362件)のように毎月の事務処理をしておらず、職員の習熟に時間を要する。

【② 現行の電子申請で事業者が苦勞していること、工夫していること】

安全管理者や衛生管理者の選任報告書や労働者死傷病報告書は、毎年定期的に提出する報告書ではないため、社内の担当者が電子申請に習熟することなく、また、異動すると、電子申請のノウハウが引き継がれない。

【③ システムの向上で電子申請が増加すると見込まれる申請・届出名称とその理由】

安全衛生に係る電子申請の種別は806種類にも及ぶものであるが、監督業務のように定期的に報告するものは少なく、随時の報告書については専門性が高く添付書類も多いので、「健康診断結果報告書」のように定期的に報告するもの以外は、電子申請が増加する見込みは薄いと感じる。

社内的に、紙申請の場合に監督署の受付印が押された「届出の控え」を利用して本社や親会社などに報告している場合があるので、このような事業場では従前どおりの紙申請が続くものと見込まれる。

	局合計	広島中央	呉	福山	三原	尾道	三次	広島北	廿日市
申請書類総数	50	13	6	5	18	0	0	2	6
死傷病報告	19	5	4	1	1			2	5
選任報告 (安全・衛生管理者、産業医)	12	7	2	2					1
健康診断	20	1		2	17				
申請者数	20	8	2	3	3			1	3